

総合評価落札方式（若手技術者育成型）入札公告共通事項書

1 本書で定める事項は、長崎県建設工事総合評価落札方式（若手技術者育成型）試行要領（平成 25 年 25 建企第 199 号以下「試行要領（若手技術者育成型）」という。）に規定する総合評価落札方式（若手技術者育成型）のうち、一般競争入札により実施するものについて適用する。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

（１） 入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

ア 長崎県建設工事一般競争入札実施要綱（平成 15 年長崎県告示第 780 号。以下「実施要綱」という。）第 7 条第 1 項に規定する競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を適切に提出した者であること。

イ 試行要領（若手技術者育成型）6（１）に規定する技術資料（以下「技術資料」という。）を適切に提出した者であること。

ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 4 第 1 項に該当する者でないこと。ただし、被補助人、被保佐人又は未成年者にあつては、契約締結のために必要な同意を得ている者はその限りではない。

エ 発注工種について、申請書の提出期限の日から落札決定の日までの間において、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「建設業法」という。）第 27 条の 23 の規定に基づく経営事項審査の有効期間が満了する者でないこと。

オ 申請書の提出期限の日から落札決定の日までの間において知事から指名停止又は指名除外の措置を受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

カ 申請書の提出期限の日以前 6 か月から落札決定の日までの間において、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先から取引停止等を受けた事実がある者でないこと。

キ 落札決定の日までの間において、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条又は第 644 条の規定に基づく精算の開始、破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項若しくは第 19 条第 1 項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者（会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続開始又は再生手続開始の決定日以後を審査基準日とする経営事項審査を受け、更生計画又は再生計画の認可が決定されたもので、入札参加資格の申請書を再度提出し受理されたものを除く。）でないこと。

ク 入札公告の日から落札決定の日までの間において入札に参加する者の間に、長崎県発注の建設工事における系列会社の同一入札への参加制限について（平成 18 年 3 月 24 日 17 監第 544 号）に規定された系列会社の基準に該当している者がいないこと。

ケ 申請書等の提出期限の日から落札決定の日までの期間において、長崎県が平成 20 年 4 月 1 日以降に入札公告又は入札執行通知又は見積執行通知した工事における工事成績評定点が 65 点未満の通知を受けた者が以下の期間（65 点未満の工事成績評定を受けた工事で、長崎県工事請負契約等に係る入札参加資格者指名停止の措置要領（平成 12 年長崎県告示第 599 号の 6）第 3 条により既に当該工事において指名停止措置を受けている場合は、指名停止期間を減じた期間）に該当していないこと。

a 工事成績 60 点以上 65 点未満の通知を受けた者は、工事成績通知日（以下「通知日」という。）の翌日から 30 日間の全部又は一部。

b 工事成績 60 点未満の通知を受けた者は、通知日の翌日から 60 日間の全部又は一部。

債務負担行為工事の各年度出来高予定額に対応する年度末既済部分及び完成検査についての工事成績も同様の取扱とする。

コ 申請書等の提出期限の日から落札決定の日までの期間において、下請代金等の未払いを行った者の入札参加規制（平成 21 年 10 月 29 日 21 監第 179 号 21 建企第 468 号）に基づき、下請代金等の未払いにより入札参加規制期間中でないこと。

(2) 特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）を対象とした工事である場合は、前項で定める要件を満たす者を構成員とし、かつ次に掲げる要件をすべて満たす共同企業体であること。

ア 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条に規定する中小企業等協同組合又は経常建設共同企業体（中小若しくは中堅の建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力及び施工力を強化する目的で結成された共同企業体をいう。）でないこと。

イ 各構成員が、同一公告における他の共同企業体の構成員でないこと。

ウ 自主的に結成された共同企業体であること。

エ 経営の形態は、共同施工方式であること。

オ 代表構成員は、その他の構成員の出資比率を上回る者であること。

カ 次に定める期間存続できる共同企業体であること。

a 請負契約の相手方となった場合は、本工事の請負契約の履行後 3 か月以上

b 請負契約の相手方とならなかった場合は、請負契約締結の日まで

(3) 電子入札（長崎県環境部、水産部、農林部及び土木部が実施する県の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入札参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（調達業務を実施するためのものをいう。以下「電子入札システム」という。）を使用して行う入札をいう。以下同じ。）に入札参加できる者は、前 2 項を満たし、かつ、長崎県建設工事電子入札実施要綱（以下「電子入札要綱」という。）第 4 条に規定する利用者登録を適正に行った者であること。また、共同企業体として入札参加できる者は、前 2 項を満たし、かつ、電子入札要綱第 7 条第 2 項に規定するとおり、すべての構成員の利用者登録を適正に行った者であること。

ただし、電子入札要綱第 28 条第 2 項第 1 号に該当する場合を除く。

3 配置予定技術者の取扱い（若手技術者により申請しない場合）

(1) 他の建設工事の入札（国、県、市町村、公社、公団等の実施する入札。）に配置予定技術者として申請した者を配置予定技術者として申請することができる。

(2) 同一の入札において 2 名まで配置予定技術者として申請することができる。なお、共同企業体の場合は各構成員 2 名までとする。

(3) (2) の場合における配置予定技術者の評価は、申請された技術者のうち評価点の総計が低い方の技術者により行うものとする。

(4) 申請書等及び技術資料の提出期限後は、申請した配置予定技術者の変更を認めない。

4 配置予定技術者の取扱い（若手技術者により申請する場合）

(1) 若手技術者を配置予定技術者として申請する場合は、公告日において 35 歳未満の技術者を対象とし、別に現場指導員を配置しなければならない。また現場指導員とは、当該工事の種類に関し、建設業法第 15 条第 2 号イに該当する者のうち、該当する資格を取得後 15 年以上経過し、公告文において別に定める工事経験を有する者で配置予定技術者の技術指導を行う者をいう。

(2) 同一の入札においては、若手技術者の申請は 1 名までとする。なお、共同企業体の場合は、代表構成員は 1 名とし、その他構成員については 2 名までとする。

(3) 若手技術者を配置予定技術者として申請した場合における配置予定技術者の評価は、申請された現場指導員により行うものとする。

(4) 申請書等及び技術資料の提出期限後は、申請した若手技術者の変更を認めない。

5 現場指導員の取扱い

- (1) 同一の総合評価落札方式(若手技術者育成型)の入札においては、現場指導員の申請は1名までとする。
- (2) 申請書等及び技術資料の提出期限後は、申請した現場指導員の変更を認めない。

6 入札参加資格及び総合評価の確認に必要な提出書類

- (1) 入札に参加しようとする者(以下「入札参加希望者」という。)は申請書等として、次に掲げる書類のうち公告において指定する書類を提出しなければならない。
 - ア 競争参加資格確認申請書(実施要綱様式 第2号(その1、その2))
 - イ 共同企業体の場合は、特定建設工事共同企業体協定書(長崎県特定建設工事共同企業体取扱要領(平成6年8月29日6監第171号)様式1)の写し
 - ウ 公告記載の工事の業種に対応する建設業法上の許可通知書の写し又は許可証明書の写し(申請時において有効なもの。共同企業体の場合は構成員ごとに必要。)
 - エ 公告に定める期間を審査基準日とした総合評価値通知書の写し。(共同企業体の場合は構成員ごとに必要)
 - オ 同種工事の施工実績表(実施要綱 様式第3号)及びその添付書類
同種工事が財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報サービス(CORINS)」に登載されている場合は、添付書類に代えて工事实績情報サービスデータの写しを添付すること。
 - カ 配置予定技術者等の資格及び工事経験表(実施要綱様式第4号)及びその添付書類
 - キ 「配置予定技術者等の資格及び工事経験表」記載の工事経験を証するための次に掲げる書類
 - a 工事経験に係る工事の契約書の写し又は工事完成確認書の写し
 - b 当該技術者が監理技術者又は主任技術者として工事経験に係る工事に従事していたことを証する書類
 - 1 工事経験に係る工事が財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報サービス(CORINS)」に登載されている場合は、工事の契約書の写し又は工事完成確認書の写しに代えて工事实績情報システムデータの写しを添付すること。
 - 2 カ及びキについて、配置予定技術者を2名申請する場合は、それぞれの技術者毎に記入すること。
 - ク 配置予定技術者等(若手技術者により申請する場合)の「配置予定技術者等の資格及び工事経験表(様式第7号(若手技術者育成型試行要領12(9)関係))」及びその添付書類
 - ケ 配置予定技術者等(若手技術者により申請する場合)の「配置予定技術者等の資格及び工事経験表(様式第7号(若手技術者育成型試行要領12(9)関係))」記載の工事経験を証するための次に掲げる書類
 - a 工事経験に係る工事の契約書の写し又は工事完成確認書の写し
 - b 当該技術者が監理技術者又は主任技術者として工事経験に係る工事に従事していたことを証する書類
工事経験に係る工事が財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報サービス(CORINS)」に登載されている場合は、工事の契約書の写し又は工事完成確認書の写しに代えて工事实績情報システムデータの写しを添付すること。
 - c 現場指導員の資格取得年月日を証明する資料(資格者証、合格証明書等の写し)
 - コ 適用規格の認証を取得していることを示す次に掲げるすべての書類
 - a 認証取得の登録証の写し
 - b 当該工事を担当する組織が、認証取得対象となっている組織に含まれていることを示す書類
 - c 認証している事業活動が、当該工事の内容に一致していることを示す書類

b、cについては、aによってその内容が確認できる場合は不要とする。

サ 「長崎県発注の港湾、漁港等の海上工事にかかる制限付き一般競争入札の入札参加資格要件となる一定の条件を備えた作業船の取扱要領」に定める長崎県港湾漁港等海上工事に係る一定の条件を備えた作業船保有確認証の写し。

シ 上記アからサのほか、公告において定める書類

(2) 入札に参加しようとする者(以下「入札参加希望者」という。)は技術資料として、次に掲げる書類のうち公告において指定する書類を提出しなければならない。

ア 技術資料総括表(試行要領(若手技術者育成型) 様式1号)

イ 施工計画(試行要領(若手技術者育成型) 様式2号)

ウ 配置予定技術者(若手技術者により申請しない場合)の能力(試行要領(若手技術者育成型)様式3-1号)

エ 現場指導員(若手技術者により申請する場合)の能力(試行要領(若手技術者育成型)様式3-2号)
配置予定技術者を2名申請する場合は、それぞれの技術者毎に記入すること。

オ 企業の施工能力(試行要領(若手技術者育成型) 様式4-1号)

カ 企業の施工能力(試行要領(若手技術者育成型) 様式4-2号)

キ 地域精通度(試行要領(若手技術者育成型) 様式5号)

ク 地域貢献度(試行要領(若手技術者育成型) 様式6号)

ケ 上記アからクのほか、公告において定める書類

(3) 書類の作成及び提出について

紙入札対象工事の場合

ア 申請書等

提出部数は2部(原本1部、写し1部)とし、うち1部(写し)は受付後返却する。

イ 技術資料

紙による提出部数は2部(原本1部、写し1部)、電子媒体(CD)による提出部数は1部とし、紙のうち1部(写し)は受付後返却する。

ウ 提出書類等は、公告に示す期間及び場所に持参するものとし、郵送等によるものは受け付けない。

エ 提出書類等は、受付後1部返却されたものを除き返却しない。

電子入札対象工事の場合

ア 申請書等

電子入札システムにより提出書類の電子ファイルを添付して提出するものとする。

イ 技術資料

a 技術資料は、公告に示す期間、場所及び方法で提出すること。

b 持参による提出の場合、紙による提出部数は2部(原本1部、写し1部)、電子媒体(CD)による提出部数は1部とし、紙うち1部(写し)は受付後返却する。

c 郵送による提出の場合、紙による提出部数は1部(原本)、電子媒体(CD)による提出部数は1部とする。

ただし、10(2)のにより紙入札に移行した場合当該システムによる提出が困難な場合には、県の承認を得たうえで、紙入札対象工事の場合に準じて提出するものとする。

紙入札対象工事、電子入札対象工事共通事項

ア 提出書類様式は、公告に示す期間及び方法において交付するものとする。

イ 申請書及び技術資料等を期限までに適切に提出しない者は、入札に参加することができない。

ウ 提出書類等の作成に係る費用は、入札参加希望者の負担とする。

エ 県は、提出書類等を公表又は無断で他の用途に使用しない。

オ 提出期限を過ぎての提出資料等の差し換え及び再提出は、特別な事情がある場合を除き認めない。

7 入札説明書の交付

入札説明書として、設計図書等の入札に関し必要な図書を、公告に示すとおり交付する。

なお、入札参加希望者は、入札説明書の解釈に疑義がある場合は必ず質問し確認すること。また、公告に定める期間以降の質問や意見は受け付けない。

8 現場説明会

行わない

9 最低制限価格

設定する

10 入札方法等

(1) 紙入札対象工事の場合

入札の日時及び場所は公告に示すとおりとし、郵送等による入札は認めない。

代理人が入札するときは、委任状を提出するとともに、入札書には代理人が記名押印すること。

入札に際しては、競争参加資格確認通知書の写しを提示すること。

入札書及び入札用封筒は、長崎県建設工事執行規則（昭和49年長崎県規則第30号。以下「建設工事執行規則」という。）に定める様式によること。

工事費内訳書は、入札書の投函時に提出すること。

入札当日の気象条件（大雨、大雪、台風接近等）から入札の執行に支障が生じることが予想される場合は、入札を延期することがあるので事前に確認すること。

(2) 電子入札対象工事の場合

入札期間及び開札日時は公告に示すとおりとし、電子入札システムにより提出するものとする。

入札者又はその代理人は、開札に立ち会うことができる。ただし、代理人が立ち会うときは委任状を提出すること。

なお、開札に立ち会う者は競争参加資格確認通知書の写しを提示すること。

また、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない長崎県職員を立ち会わせて開札を行う。

次に掲げる場合に限り、21(5)により県の承認を得たうえで、紙入札への移行を認める。

ア 適正に利用者登録を完了している者のICカード情報のうち「企業名称」又は「利用者氏名」の変更に伴う再発行の申請（準備）中であって当該入札の手続きに間に合わないとき。なお、他のICカード情報（「企業所在地」又は「利用者の自宅住所」）に変更が生じた場合は、再発行までの間は変更前のICカードによる電子入札への参加は可能とする。

イ 契約担任者が紙入札への移行を指示したとき

紙入札へ移行する者は、入札期間中に入札書を封入した入札書用封筒及び11に定める工事費内訳書を工事番号、工事名及び開札日並びに入札者の企業名称及び代表者等名を表記した封筒に封入して県の入札等担当部局へ持参し、開札には必ず立ち会わなければならない。

(3) 紙入札対象工事、電子入札対象工事共通事項

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者、免税事業者であるかに関わらず、見積った契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

入札執行回数は1回とし、入札不調の場合においても随意契約による契約は行わない。

11 工事費内訳書の提出

入札に際しては、数量総括表に掲げる費目、各工種、種別、細別に相当する項目に対応するものの単位、員数、単価及び金額（営繕工事にあつては、数量書に掲げる工事種目及び各工事種目に対応する科目別内訳書、細目別内訳書に摘要、単位、数量及び単価に対応する、金額を表示したもの。）（様式は任意。ただし、商号又は名称並びに代表者氏名、住所、工事番号、工事場所及び工事名を記載すること。）を明示した工事費内訳書を押印の上、提出すること。なお、共同企業体の場合は、当該共同企業体の名称を記載するとともに、当該共同企業体を構成する全ての構成員の商号又は名称並びに住所、代表者職氏名及び代表者の印を記載及び押印すること。）を明示した工事費内訳書を、提出すること。（押印は、電子入札システムにより提出する場合は、不要とする。）

工事費内訳書の合計額は入札額と同額とし、値引き及びマイナス計上の項目（スクラップ控除等を除く。）及び1式表示（入札説明書中の数量総括表及び数量書で1式表示となっているものを除く。）を設けないこと（「工事費内訳書取扱要領（平成20年7月9日付け20建企第233号）」で認められているものを除く。）。

工事費内訳書は、「工事費内訳書取扱要領」に基づき取り扱う。

提出された工事費内訳書は、返却しない。

提出された工事費内訳書の引換え、変更又は撤回（取消）は認めない。

提出された工事費内訳書は、必要に応じ公正取引委員会に提出する。

提出された工事費内訳書について、長崎県情報公開条例（平成13年長崎県条例第1号）第7条の不開示情報に該当するものとし、開示対象としない。

電子入札対象工事の場合は、電子入札システムによる入札書に電子ファイルとして添付し提出するものとし、提出後の変更並びに追加提出はできないものとする。

ただし、10(2)のにより紙入札に移行した場合及び当該システムによる提出が困難な場合（電子入札要綱第11条第1項に該当する場合をいう。）には県の承認を得たうえで、紙入札の場合に準じて書面により提出することができる。

12 入札保証金及び契約保証金

競争参加資格確認結果通知の際に併せて通知する。

13 入札の無効

次の各号に該当する者の入札は、無効とする。

- (1) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (3) 入札者が連合して入札したとき。
- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (6) 入札者が契約担任者の定めた入札条件に違反したとき。
- (7) 入札者の納付した入札保証金が所定の額に達しないとき。
- (8) 入札者又はその代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (9) 入札書又は技術資料（様式1号）に記名押印がないとき（署名のみのときを含む。）その他必要な記載事項を確認できないとき。
- (10) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (11) 誤字、脱字等により入札者の意志表示が不明瞭であると認められるとき。

- (12) 工事費内訳書の提出がない場合及び「工事費内訳書取扱要領」の入札無効基準に該当した場合。
- (13) 6(2)アからケに掲げる書類のうち、公告において指定する書類の提出を一部でも欠いた場合、重大な誤記記載があった場合、技術資料に虚偽記載等明らかに悪質な行為があった場合。
- (14) 入札に参加した者の間に一定の系列関係があると認められるとき。(系列関係がある会社同士が、同一の共同企業体に含まれているのみの場合を除く。)
- (15) 入札説明書の交付を公告に示す期間内及び方法により受けていない場合及び交付を受けた入札説明書を当該建設工事の他の入札者に提供、貸借又は閲覧に供した場合。
- (16) 技術資料(様式1号)に記名、押印がない場合。
- (17) 競争参加資格を有する者(共同企業体の場合は、当該共同企業体を構成する全て又は一部の構成員)が、落札決定の日までの間において入札公告に係る入札参加資格要件のいずれかを満たさなくなったとき。

14 虚偽記載があった場合の措置

6に定める提出書類に記載された内容に虚偽が認められた場合は、長崎県工事請負契約等に係る入札参加資格者指名停止の措置要領(平成12年4月27日長崎県告示第599号)に基づき指名停止となる場合がある。

15 入札結果の公表

入札結果は、落札者決定後遅滞なく公表するものとし、契約を締結した日の翌日から起算して1年間が経過する日まで入札担当部局において閲覧に供するとともにホームページに掲載する。

16 契約書の作成

- (1) 必要。
- (2) 落札者決定に反映された技術資料について、その履行を確保するための措置や履行できなかった場合の措置について、工事請負契約書に記載し添付する。

17 請負代金の支払条件

- (1) 前金払は、請負代金額(会計年度ごとに出来高予定額がある場合は、各会計年度出来高予定額。)の10分の4以内の額とする。
- (2) 請負代金額1千万円以上の工事においては、契約締結時に工期途中における請負代金額の一部支払いについて、次のア又はイのいずれかを選択すること。
 - ア 中間前金払を選択した場合は、請負代金額(会計年度ごとに出来高予定額がある場合は、各会計年度出来高予定額。)の10分の2以内の額。ただし、中間前金払を含めた前金払の合計額が10分の6以内の額とする。
 - イ 部分払を選択した場合の回数は、次の区分による。(会計年度ごとに出来高予定額がある場合は、各会計年度における回数とする。)

請 負 代 金 額	回 数	請 負 代 金 額	回 数
1000万円未満	行わない	3000万円以上 1億円未満	2 回
1000万円以上 3000万円未満	1 回	1億円以上	3 回

- (3) (2)によりア又はイを当初に選択した後においても、1回に限り選択の変更を申し出ることができる。ただし、既にア又はイの支払いを行った場合は変更することができない。
- (4) (1)から(3)に係わらず、設計図書に定めがある場合においては、その定めるよるものとする。

18 契約の不締結等

落札者（共同企業体の場合は、当該共同企業体を構成する全て又は一部の構成員）が、落札決定の日から契約締結の日の前日までの間において、入札公告に係る入札参加資格要件のいずれかを満たさなくなった場合は、契約を締結しない。この場合、落札者に損害が生じても、長崎県は一切の損害賠償の責めを負わない。

19 契約の解除

- (1) 落札決定の通知後、落札者の配置予定技術者が現場に専任で配置できないことが判明した場合には、本契約を解除する。ただし、契約担任者の承認を受け、配置予定技術者を変更する場合に、変更前配置予定技術者と同等以上の資格を有する技術者を配置できる場合を除く。

変更前配置予定技術者と同等以上の資格を有するとは、変更後配置予定技術者の入札公告の競争入札に参加する者に必要な資格の配置技術者に関する条件及び総合評価に関する事項の配置予定技術者の能力が変更前配置予定技術者と同等以上であることをいう。

- (2) 落札決定の通知後、落札者の若手技術者が現場に専任で配置できないことが判明した場合には、本契約を解除する。ただし、契約担任者の承認を受け、若手技術者を変更する場合に、変更前若手技術者と同等以上の資格を有する若手技術者を配置できる場合を除く。

変更前若手技術者と同等以上の資格を有するとは、変更後若手技術者の入札公告の競争入札に参加する者に必要な資格の若手技術者に関する条件及び総合評価に関する事項の現場指導員の加算点が増加前現場指導員と同等以上であることをいう。また若手技術者を配置できない場合においては、変更後配置予定技術者が、配置予定技術者の入札公告の競争入札に参加する者に必要な資格の配置技術者に関する条件及び総合評価に関する事項の配置予定技術者の加算点が配置予定技術者の評価において、変更前現場指導員と同等以上であることをいう。

- (3) 落札決定の通知後、落札者の現場指導員が現場に配置できないことが判明した場合には、本契約を解除する。ただし、契約担任者の承認を受け、現場指導員を変更する場合に、変更前現場指導員と同等以上の資格を有する現場指導員を配置できる場合を除く。

変更前現場指導員と同等以上の資格を有するとは、変更後現場指導員の入札公告の競争入札に参加する者に必要な資格の現場指導員に関する条件及び総合評価に関する事項の現場指導員の能力が増加前現場指導員と同等以上であることをいう。

20 総合評価に関する事項

- (1) 評価内容の担保

以下のア、イに該当する場合において、その内容を工事請負契約書に記載するものとし、工事途中及び完了後において、履行状況について発注者が確認を行う。施工時にその履行が確認されない場合は、工事成績評点から10点減点する。ただし、受注者の責によらない場合はこの限りでない。

ア 評価項目に「労務賃金の支払い」があり、技術資料において「誓約する」を申請した場合。

イ 評価項目に「下請次数の取組み」があり、技術資料において「誓約する」を申請した場合。

- (2) その他

ア 施工計画の施工内容等については、受注者が施工計画書に反映させ、発注者が確認するものとし、設計図書及び請負代金の変更は行わない。

イ 施工計画に記載したことにより、設計図書において施工方法等を指定しない部分についての工事に関する受注者の責任が軽減されるものではない。

ウ 発注者は、資料内容に関する事項が提案者以外の者に知られることのないように取り扱うものとする。

21 その他

- (1) 予定価格及び最低制限価格は、入札会場において乱数を使用したランダム化により決定する。
- (2) 落札仮決定者（共同企業体の場合は、当該共同企業体を構成する全て又は一部の構成員）が、落札決定の日までの間において13のいずれかに該当し当該者の入札が無効となったときは、次順位者を落札仮決定者とする。
- (3) 落札者は、「配置予定技術者等の資格及び工事経験表」に記載した配置予定の技術者を工事現場に専任で配置しなければならない。ただし、やむを得ない理由による場合で、かつ、変更前配置予定技術者と同等以上の資格を有する技術者を配置することができる場合は、契約担任者の承認を受け、変更することができる。なお、変更前配置予定技術者と同等以上の資格を有するとは、変更後配置予定技術者の入札公告の競争入札に参加する者に必要な資格の配置技術者に関する条件及び総合評価に関する事項の配置予定技術者の加算点が増前配置予定技術者と同等以上であることをいう。

若手技術者を専任で配置する場合落札者は、「配置予定技術者等の資格及び工事経験表」に記載した若手技術者を工事現場に専任で配置し、現場指導員を工事現場に配置しなければならない。ただし若手技術者において、やむを得ない理由で、かつ変更前若手技術者と同等以上の資格を有する技術者を配置することができる場合は、契約担任者の承認を受け、変更することができる。なお、変更前若手技術者と同等以上の資格を有するとは、変更後若手技術者の入札公告の競争入札に参加する者に必要な資格の若手技術者に関する条件及び総合評価に関する事項の現場指導員の加算点が増前現場指導員と同等以上であることをいう。

さらに若手技術者を配置できない場合において、変更後配置予定技術者が、若手技術者による配置予定技術者ではない場合、配置予定技術者の入札公告の競争入札に参加する者に必要な資格の配置技術者に関する条件及び総合評価に関する事項の配置予定技術者の加算点が増前配置予定技術者の評価により、現場指導員と同等以上であることをいう。

現場指導員を変更する場合は、変更前現場指導員と同等以上の資格を有する現場指導員を配置し、契約担任者の承認を受け、変更することができる。なお、変更前現場指導員と同等以上の資格を有するとは、変更後現場指導員の入札公告の競争入札に参加する者に必要な資格の配置技術者に関する条件及び総合評価に関する事項の現場指導員の加算点が増前現場指導員と同等以上であることをいう。

- (4) 公告及び本書に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、財務規則及び建設工事執行規則及び長崎県建設工事総合評価落札方式（若手技術者育成型）試行要領の定めるところによる。
- (5) 電子入札において、紙入札へ移行することについて承認を得ようとする者は、入札公告に記載する申請書等受付締切日時（電子入札システムにより既に申請書等の提出を行った者が入札書等の提出を紙入札により行うときは、入札書等受付締切日時）の前日から起算して3日（休日を除く。）前までに、紙入札承認申請書（電子入札実施要綱様式第4号）に10（2）の アに定める事実を証する書類を付して県の入札等担当部局に提出しなければならない。